

## 学校生活管理指導表等の文書料の支払い遅延について

医療機関から請求される学校生活管理指導表等の文書料について、支払い遅延の事案が発生しましたので、お知らせします。

関係者の皆様に御迷惑と御心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

### 1 概要

食物アレルギー疾患を有し、学校生活における配慮などが必要な児童生徒については、学校でアレルギー対応を適切に実施する必要があることから、医療機関では学校生活管理指導表等を作成し、学校保健課では学校生活管理指導表等を作成された際に発生する文書料を医療機関に支払っていますが、過年度に請求されたものの一部について、支払われていない案件が発覚したものです。

- ・総件数 49件（平成30年度6件、令和元年度13件、令和2年度30件）
- ・総額 106,700円
- ・相手方 18件

### 2 原因

対象児童生徒が医療機関を受診した際に交付される学校生活管理指導表等と請求書を保護者が学校に提出し、学校から学校保健課へ請求書が送られてくることになっていますが、保護者から請求書を受領後、速やかに学校保健課に送付することが徹底されておらず、学校が保管したままとなっていたものです。

### 3 学校及び教育委員会の対応（再発防止策等）

すべての市立学校に請求書が残っていないか緊急の点検を行うとともに、請求書については保護者から受領後、速やかに、かつ、確実に学校保健課へ提出するよう、学校に周知徹底しました。また、対象となる医療機関には、早急に支払いを行うとともに、個別に謝罪と説明を行う予定です。

今後、医療機関と調整を行い、医療機関から学校保健課に直接請求できるようにするなど事務の改善を図ることで、再発防止に取り組んでまいります。